

デジタル改革関連法案について

令和3年1月

デジタル改革関連法案の全体像

- ✓ 流通する**データの多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

デジタル社会形成基本法案（仮称）※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画**の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → **データ利活用**により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実 + **国民の利便性**向上を図る**データ利活用**（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル庁設置法案（仮称）

- ✓ **強力な総合調整機能（勸告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の**情報システム**、**地方共通のデジタル基盤**、**マイナンバー**、**データ利活用**等の業務を強力に推進
- ✓ **内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）**。**デジタル大臣（仮称）**のほか、特別職の**デジタル監（仮称）**等を置く

⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）

- ✓ 個人情報関係 3 法を **1 本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個人情報委に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ **押印・書面**手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める49法律を改正）
- ✓ **医師免許等の国家資格**に関する事務へのマイナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ **郵便局**での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本 4 情報の提供**、電子証明書の**スマートフォンへの搭載**（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案（仮称）

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
- ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（仮称）

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータルからも登録**できる仕組みを創設
- ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在を国民が確認**できる仕組みを創設

⇒国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案（仮称）

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組み**を構築
- ⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等

趣旨

デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める。

概要

1. デジタル社会の定義

「デジタル社会」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義する。

2. 基本理念

デジタル社会の形成に関し、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等の基本理念を規定する。

3. 国、地方公共団体及び事業者の責務

デジタル社会の形成に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務等を規定する。

4. 施策の策定に係る基本方針

デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多様な主体による情報の円滑な流通の確保（データの標準化等）、アクセシビリティの確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報の保護等のために必要な措置が講じられるべき旨を規定する。

5. デジタル庁の設置等

別に法律で定めるところにより内閣にデジタル庁を設置し、政府がデジタル社会の形成に関する重点計画を作成する。

6. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止等

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を廃止するほか、関係法律の規定の整備を行う。

7. 施行期日

令和3年9月1日

趣旨

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、**デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置**することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

1. 内閣にデジタル庁を設置

2. デジタル庁の所掌事務

(1) 内閣補助事務

- ・デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整

(2) 分担管理事務

- ・デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進
- ・個人を識別する番号に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用にすること並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理
- ・情報通信技術を利用した本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・商業登記電子証明（情報通信技術を利用した本人確認の観点から行うもの）、電子署名、公的個人認証（検証者に関すること）、電子委任状に関する事務
- ・データの標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に係る総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進
- ・国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括監理、予算の一括計上及び当該事業の全部または一部を自ら執行すること

3. デジタル庁の組織

(1) **デジタル庁の長及び主任の大臣は内閣総理大臣。**

(2) **内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括するデジタル大臣（仮称）を置き、2(1)の事務を円滑に遂行するため、関係行政機関の長に対する勧告権等を規定。**

(3) **副大臣一人及び大臣政務官一人に加え、デジタル大臣に進言等を行い、かつ、庁務を整理し、各部局等の事務を監督する内閣任免の特別職として、デジタル監（仮称）を置く。**

(4) 全国務大臣等を議員とする、**デジタル社会の形成のための施策の実施の推進等をつかさどるデジタル社会推進会議を設置。**

4. 施行期日等

(1) 施行期日：令和3年9月1日

(2) 一定期間後の見直し、関係法律の改正について規定。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備について

現下のデジタル化の状況を踏まえ、「デジタル社会」の形成に向けた対応として必要となる法制上の措置（新法を除く。）について、整備法として立法。

デジタル化の状況

多様・大容量なデータを扱うための情報通信技術の進展により、データ利活用の重要性が高まり、**データの適正な利用のためのルール整備**が重要になっている

新型コロナウイルス感染症への対応の中で給付金の給付の遅れが生じるなど行政事務、行政手続のデジタル化の遅れが顕在化。**行政事務・手続のデジタル化を進めて効率化を図ることが必要**

コロナ禍において「押印のための出社」や「領収書保存のための出社」が議論に。**押印・書面交付を義務付ける手続に係る制度を見直し、国民負担の軽減を図ることが必要**

法制上の措置

■ 個人情報保護制度の見直し

- ・ 個人情報保護法の改正
- ・ 行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法の廃止（個人情報保護法へ統合）
- ・ 地方公共団体の個人情報保護制度について全国的な共通ルールを規定（個人情報保護法で規定）

■ マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化

- ・ マイナンバー法等の改正

■ マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化

- ・ 郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正

■ 押印・書面の交付等を求める手続の見直し

- ・ 押印・書面の交付等を求める行政手続や民間手続を定める49法律の改正

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等

預貯金者の意思に基づくマイナンバーの利用による預貯金口座の管理等

地方公共団体情報システムの標準化

整備法

新法

趣旨

デジタル社会形成基本法に基づき**デジタル社会の形成に関する施策を実施するため**、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の**関係法律の所要の整備を行う。**

概要

個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
- ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。

施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）

<マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
- ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
- ③ 電子証明書について、マイナンバーカードのみならず、スマートフォン（移動端末設備）への搭載も可能とする。
- ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等

施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

<マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
- ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
- ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等

施行日：令和3年9月1日

押印・書面の交付等を求める手続の見直し（49法律の改正）

- 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。

施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法案（仮称）の概要 ＜予算関連法案＞

公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報を内閣総理大臣（マイナポータル）にあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができることとするとともに、**特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できることとする。**

1. 公的給付支給等口座の登録

預貯金者は、公的給付の支給を受けることができる一の預貯金口座を、以下いずれかの方法により内閣総理大臣に申請し、登録を受ける。

①マイナポータルからオンライン申請、②預貯金者の同意により、行政機関が取得又は保有する口座情報の提供、③金融機関における登録申請

2. 行政機関等への口座情報の提供

行政機関の長等は、公的給付の支給等に必要があるとき、内閣総理大臣に対し、登録された口座情報の提供を求めることができる。

3. 特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための仕組み

(1) 特定公的給付

内閣総理大臣は、①国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの 又は
②経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの、を特定公的給付として指定する。

(2) **マイナンバーを利用した管理** 行政機関等の長は、特定公的給付の支給に係る情報について、マイナンバーを利用し管理することができる。

※施行日：公布日から2年以内（特定公的給付に係る規定は公布日、金融機関における申請は公布日から3年以内）

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案（仮称）の概要 ＜予算関連法案＞

デジタル社会形成基本法案に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図るため、預貯金者の意思に基づくマイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が口座に関する情報を提供する制度を創設する。

1. マイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度

- (1) **金融機関に対する申出等**
 - ・預貯金者は、口座がマイナンバーにより管理されることを希望する旨の申出をすることができる。
 - ・金融機関は、口座開設その他重要な取引を行うとき、預貯金者に対し、上記希望の意思の有無を確認しなければならない。
- (2) **預金保険機構による通知等**
 - ・金融機関は、預貯金者に対し、他の金融機関が管理する預貯金口座についても希望の有無を確認し、本人特定事項及びマイナンバー等を預金保険機構に対し通知する。
 - ・預金保険機構は、通知された本人特定事項及びマイナンバー等を他の金融機関に対し通知する。
 - ・通知を受けた金融機関は、預貯金者の本人特定事項等をマイナンバーにより検索することができる状態で管理しなければならない。

2. 災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報を提供する制度

- ・災害救助法の適用区域に居住していた預貯金者は、金融機関において、口座を有する金融機関の名称を提示し、当該口座の情報の提供を求めることができる。
- ・相続人は、金融機関において、その被相続人を名義人とする口座に関する情報の提供を求めることができる。

3. 預金保険機構の業務の特例等

- ・新法に基づき預金保険機構が新たに担う業務を規定 等
- ※施行日：公布日から3年以内（一部を除く）

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日

- 令和3年9月1日

参考資料

○経緯、関係閣議決定

IT基本法の経緯	9
総理発言（指示）デジタル改革関係閣僚会議	10
デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要	11

○デジタル社会形成基本法案

10原則とデジタル社会形成基本法との対応関係	12
基本法における「基本理念」と「基本方針」概要	14
基本法における国、地方公共団体及び事業者の責務	15

○デジタル庁設置法案

デジタル庁の分担管理事務	16
デジタル庁の業務／予算のイメージ	17

○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（個人情報保護）

個人情報保護制度見直しの背景	18
個人情報保護制度見直しの全体像	19
医療分野・学術分野における規制の統一（現在の状況）	20
医療分野・学術分野における規制の統一（改正の考え方）	21
学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）	22
個人情報の定義等の統一	23
地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）	24
地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）	25
個人情報保護委員会による一元的な監督体制の確立	26
一元化後の規律の適用関係	27
公的部門における個人情報保護ルールの拡充	28

（マイナンバー、マイナンバーカード）

国家資格関係事務における個人番号の利用及び情報連携の拡大	29
自治体検診事務に関する情報連携の拡大	31

高等学校等就学支援金支給事務における情報連携の拡大（生活保護関係情報の追加）	32
知的障害者(児)の判定に関する事務における個人番号の利用及び情報連携の拡大	33

従業者本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供	34
郵便局における電子証明書の発行・更新等関係	35
公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく最新の住所情報等の提供関係	36
電子証明書のスマートフォンへの搭載関係	37
転出・転入手続に要する時間の短縮化関係	38
マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化関係	39

（押印・書面見直し）

押印・書面の見直しに係る法改正事項について	40
-----------------------	----

○預貯金口座、公的給付

公的給付等払込口座の登録制度等の創設	43
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理	44
災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供	45

○地方公共団体情報システムの標準化

デジタル・ガバメント実行計画（R2.12.25閣議決定）	46
------------------------------	----

IT基本法の経緯

- 我が国のIT戦略は平成13年の「e-Japan戦略」から始まり、主にインフラ整備とIT利活用を推進。
- その後、政府CIOの設置及び官民データ基本法の成立等により、「データ利活用」と「デジタル・ガバメント」を戦略の新たな柱として推進。

超高速ネットワーク
インフラの整備

IT利活用の進化

データ利活用、
デジタル・ガバメントの実現

社会全体の
デジタル化へ

IT基本法
(平成12年)

内閣情報通信政策監
(政府CIO)の
法定設置
(平成25年)

官民データ基本法
(平成28年)

デジタル手続法
(令和元年)

●府省庁横断的な課題に
横串を通して取組を推進

●データ利活用を通じた
社会課題の解決

●行政手続のデジタル化

e-Japan戦略
(平成13年)

e-Japan戦略Ⅱ
(平成15年)

世界最先端
IT国家創造宣言
(平成25年)

世界最先端IT国家
創造宣言・官民データ
活用推進基本計画
(平成29年)

世界最先端デジタル国家
創造宣言・官民データ
活用推進基本計画
(平成30年)

世界最先端デジタル国家
創造宣言・官民データ
活用推進基本計画
(令和元年)

2020
IT戦略

●国際競争を強く意識
●我が国初のIT戦略
●IT基盤の整備

●IT利活用の進化
●利用者の便益、
アジア各国との協調

●BPR等を通じた政府
自身の改革の推進
●IT利活用の裾野拡大

●全ての国民が
IT・データ活用の
便益を享受

●ITを活用した社会
システムの抜本改革
●デジタル・ガバメントの
推進

●G20を軸とした国際対応
●社会全体のデジタル化
●社会実装&インフラ
再構築

●コロナ後の
ニュー・ノーマルに
対応した
デジタル強靱化社会

今回の新型コロナウイルスへの対応において、国、自治体のデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携に伴う行政の非効率、煩雑な手続きや給付の遅れなど住民サービスの劣化、民間や社会におけるデジタル化の遅れなど、デジタル化について様々な課題が明らかになりました。

この政権においては、かねて指摘されてきたこれらの課題を根本的に解決するため、行政の縦割りを打破し、大胆に規制改革を断行します。そのための突破口として、デジタル庁を創設いたします。

この新たな組織の創設により、国、自治体のシステムの統一・標準化を行うこと、マイナンバーカードの普及促進を一気呵成（かせい）に進め、各種給付の迅速化やスマホによる行政手続きのオンライン化を行うこと、民間や準公共部門のデジタル化を支援するとともに、オンライン診療やデジタル教育などの規制緩和を行うことなど、国民が当たり前に望んでいるサービスを実現し、デジタル化の利便性を実感できる社会をつくっていきたいと考えます。

そのため、デジタル庁は、強力な司令塔機能を有し、官民を問わず能力の高い人材が集まり、社会全体のデジタル化をリードする強力な組織とする必要があります。

そのための検討を加速し、年末には基本方針を定め、次の通常国会に必要な法案を提出したいと思います。あわせて、デジタル分野における重要法案であるＩＴ基本法の抜本改正も行う予定です。

デジタル庁の創設は、我が国の経済・社会の大きな転換につながる改革であり、今までにないスピードで取り組む必要があります。平井デジタル改革担当大臣は、この改革の中心として、様々な壁を突破し、思い切った舵（かじ）取りを行っていただきたいと思います。また全ての閣僚においては、この大きな改革を全力で協力していただくよう、お願い申し上げます。

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要

- デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会 ～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～
- デジタル社会形成の基本原則（①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靱、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包摂・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献）

IT基本法の見直しの考え方

IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性

- ✓ データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠
- ✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化
⇒ IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置

どのような社会を実現するか

- ✓ 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザーの体験価値を創出
- ✓ 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明
- ✓ 国際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し

デジタル社会の形成に向けた取組事項

- ✓ ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備
- ✓ 行政や公共分野におけるサービスの質の向上
- ✓ 人材の育成、教育・学習の振興
- ✓ 安心して参加できるデジタル社会の形成

役割分担

- ✓ 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る
- ✓ 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進

国際的な協調と貢献、重点計画の策定

- ✓ データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献
- ✓ デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表

デジタル庁（仮称）設置の考え方

基本的考え方

- ✓ 強力な総合調整機能（勸告権等）を有する組織
- ✓ 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備

デジタル庁（仮称）の業務

- ✓ 国の情報システム：基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監理。重要なシステムは自ら整備・運用
- ✓ 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整
- ✓ マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理
- ✓ 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理
- ✓ データ利活用：ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備
- ✓ サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査
- ✓ デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請

デジタル庁（仮称）の組織

- ✓ 内閣直属。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監（仮称）、デジタル審議官（仮称）他を置く
- ✓ 各省の定員振替・新規増、非常勤採用により発足時は500人程度
- ✓ CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を置き、官民間問わず適材適所の人材配置
- ✓ 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置
- ✓ 令和3年9月1日にデジタル庁（仮称）を発足

10原則とデジタル社会形成基本法との対応関係について①

★:新規項目、●:既存項目を充実、■:引き続き規定

	デジタル社会形成10原則
1. オープン・透明	- 標準化や情報公開により官民の連携を推進 - 個人認証、ベース・レジストリ等のデータ共通基盤の民間利用を推進 - AI等の活用と透明性確保の両立 - 国民への説明責任を果たす
2. 公平・倫理	- データのバイアス等による不公平な取扱いを起さない - 個人が自分の情報を主体的にコントロール
3. 安全・安心	- デジタルで生涯安全・安心して暮らせる社会の構築 - サイバーセキュリティ対策で安全性を強化 - デジタルの善用を進め、個人情報保護や不正利用防止で、デジタル利用の不安低減
4. 継続・安定・強靱	- 社会の活力の維持・向上 - 環境との共生を通じたサステナビリティ確保 - 機器故障、事故等のリスクに備えた冗長性確保 - 分散と成長の両立によるレジリエンスの強化
5. 社会課題の解決	- デジタル社会に向けて、制度・ルール等の再構築、国・地方・民間の連携強化・コスト低減により、成長のための基盤整備 - 公共施設のネットワーク整備やマイナンバーカード等の活用による災害や感染症に強い社会の構築 - デジタル人材の育成及び官民・地域横断的な活躍促進



デジタル社会形成基本法における対応項目
★公共サービスにおける国民の利便性向上のための環境整備（第9条） ■統計等の作成・公表（第18条） ●国民の理解を深めるとともに、施策に広く国民の意見を反映（第19条） ★多様な主体による情報の円滑な流通の確保（第22条） ■行政運営の透明性の向上（第29条） ★国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用（第30条） ★公的基礎情報データベースの整備等（第31条）
★情報通信技術を用いた情報の適正かつ効果的な活用（第2条） ■全ての国民による高度情報通信ネットワークの容易かつ主体的な利用（第3条） ★個人・法人の権利利益の保護等、信頼性のある情報の自由かつ安全な流通（第10条） ★本人確認の信頼性の確保、情報の改変の防止（第33条）
★情報通信技術を用いた情報の適正かつ効果的な活用（第2条） ★国民が安全で安心して暮らせる社会の実現（第7条） ★個人・法人の権利利益の保護等、信頼性のある情報の自由かつ安全な流通（第10条） ●情報通信技術の進展の状況や個人情報の有用性・保護の必要性を踏まえた規制の見直し、知的財産権の適正な保護及び利用（第26条） ●サイバーセキュリティの確保、高度情報通信ネットワークの災害対策、個人情報の保護（第33条）
★我が国経済の持続的かつ健全な発展（第1条） ■あらゆる分野での創造的かつ活力ある発展が可能となる社会（第2条） ●活力ある地域社会の実現、地域社会の持続可能性の確保（第6条） ★大規模災害の発生・感染症のまん延等に迅速かつ適確に対応し、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現（第7条） ●サイバーセキュリティの確保、高度情報通信ネットワークの災害対策（第33条）
★我が国が直面する課題の解決（第1条） ★大規模災害の発生・感染症のまん延等に迅速かつ適確に対応（第7条） ●国・地方公共団体と民間との役割分担、責務等（第9条、第13～16条） ■世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成（第21条） ★多様な主体による情報の円滑な流通の確保（第22条） ●情報システムの連携、必要な情報の収集・分析等を担う人材の育成（第25条） ★行政の内外の知見を集約・活用、情報システムの共同化・集約、個人番号の利用範囲の拡大（第29条）

10原則とデジタル社会形成基本法との対応関係について②

★:新規項目、●:既存項目を充実、■:引き続き規定

	デジタル社会形成10原則
6. 迅速・柔軟	「小さく産んで大きく育てる」、デジタルならではのスピード化の実現 - 社会状況やニーズの変化に柔軟に対応できる制度・システム - アジャイル発想を活用し、費用を抑えつつ高い成果を実現 - 構想・設計段階から重要な価値を考慮しアーキテクチャに組み込む
7. 包摂・多様性	- アクセシビリティの確保、情報通信インフラの充実 - 高齢・障害・病気・育児・介護と社会参加の両立 - 多様な価値観やライフスタイルへの対応
8. 浸透	- 国民に「お得」なデジタル化でデジタル利用率向上 - デジタルを使う側・提供する側双方への教育で、「わかりやすい」「楽しい」デジタル化を目指す - 国民にデジタルの成果を実感してもらい、置いてけぼりを作らない
9. 新たな価値の創造	- 官民のデータ資源を最大限に活用 - 利用者視点で付加価値を創出するイノベーションの促進により経済や文化を成長させる
10. 飛躍・国際貢献	- 国民が圧倒的便利さを実感するデジタル化の実現 - デジタル化が進んでいない分野こそ、デジタル3原則（※）の貫徹で一気にレベルを引き上げ、多様性のある社会を形成 - デジタルの活用により地方が独自の魅力を発揮 - 自由や信頼を大切にするデータ・デジタル政策で世界をリード (※)デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドワンストップ



デジタル社会形成基本法における対応項目
● 事業者の経営の効率化、事業の高度化及び生産性の向上（第4条） ★ 大規模災害の発生・感染症のまん延等に迅速かつ適確に対応（第7条） ★ 情報通信技術の進展への適確かつ積極的な対応（第11条） ■ 社会経済構造の変化に伴う新たな課題への適確かつ積極的な対応（第12条） ★ 多様な主体による情報の円滑な流通の確保（第22条） ● 情報通信技術の進展の状況を踏まえた規制の見直し、あらゆる分野における情報通信技術を用いた情報の活用に関する取引の円滑化に必要な環境の整備（第26条） ★ 多様な主体が設置する情報システムの連携を通じた情報の共有の促進、情報システムの運用及び管理に関する指針の策定等（第27条）
★ 全ての国民がデジタル社会におけるあらゆる活動に参画（第3条） ● 多様な就業の機会の創出（第4・6条） ■ 生活様式の多様化、消費者の主体的・合理的選択の機会（第5条） ● 地理的な制約、年齢、身体的な条件、経済的な状況に基づく格差の是正（第8条） ■ 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成（第21条） ★ 情報の取得及び利用の機会を確保するための機器の導入促進等（第23条） ★ 情報通信技術を利用して行う事業場外での勤務に関する援助等（第28条）
● 情報通信技術の恵沢をあまねく享受できる社会（第3条） ● 国民の理解を深めるとともに、施策に広く国民の意見を反映（第19条） ● 全ての国民への教育・学習の振興、情報システムの連携、情報通信技術の活用に必要な情報の収集・分析等を担う人材の育成（第24・25条） ★ 多様なサービスの開発・提供、消費者の利益の擁護・増進の環境整備（第28条）
● 国民の立場に立って、生活の全般にわたる多様なサービスの価値向上・創出（第5条） ★ 多様な主体による情報の円滑な流通の確保（第22条） ★ 国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用（第30条） ● 研究開発・実証の推進（第35条）
★ 国民の利便性の向上、国民の幸福な生活の実現（第1条） ● 生活の利便性の向上、活力ある地域社会の実現等（第5・6・28条） ★ 信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保（第10条） ★ 多様な主体による情報の円滑な流通の確保（第22条） ★ 多様な主体が設置する情報システムの連携を通じた情報の共有の促進、情報システムの運用及び管理に関する指針の策定等（第27条） ● 国際的な規格、規範等の整備に向けた主体的な参画等（第34条）

基本法における「基本理念」と「施策の策定に係る基本方針」の概要

基本理念 (デジタル社会の形成についての基本理念)	施策の策定に係る基本方針 (デジタル社会の形成に必要な施策の基本事項)
■ 全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現 ■ 地理的な制約、年齢、身体的な条件、経済的な状況等の要因に基づく機会の格差の是正	・ 世界最高水準の情報通信ネットワークの形成 ・ 多様な主体による情報の円滑な流通の確保 (情報交換システムの整備、データの標準化、外部連携機能の整備等) ・ アクセシビリティの確保 ・ リテラシー向上のための教育及び学習の振興 ・ デジタル社会の発展を担う人材の育成
■ 経済構造改革の推進、産業国際競争力の強化 ■ ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現 ■ 活力ある地域社会の実現	・ 経済活動の促進(規制の見直し、情報の活用に関する取引の円滑化のための環境整備) ・ ネットワーク・情報の利活用による企業経営の高度化・生産性の向上 ・ 国民生活の利便性の向上(多様なサービスの開発・提供の促進、テレワークの推進等)
■ 行政と民間との役割分担 (民間が主導的役割を担い、行政は環境整備を中心とした施策を実施する)	・ 行政の情報システムの共同化・集約(地方公共団体によるクラウド利用のための国による環境整備等) ・ 行政における個人番号の利用範囲の拡大 ・ 国民による行政が保有する情報の活用(オープンデータの推進) ・ 公的基礎情報データベース(ベース・レジストリ)の整備 ・ 公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上
■ 国民が安全で安心して暮らせる社会の実現 ■ 個人及び法人の権利利益の保護等 ■ 情報通信技術の進展への対応	・ サイバーセキュリティの確保、情報通信ネットワークの災害対策、個人情報の保護等 ・ 国際的な協調・貢献(信頼性のある自由なデータ流通の確保(DFFT)等) ・ 情報通信技術の研究開発及び実証の推進

行政

国	地方公共団体
基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関する施策を策定・実施する責務を有する。	基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
デジタル社会の形成に関する施策が迅速・重点的に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。	

民間

基本理念にのっとり、事業活動に関し、自ら積極的にデジタル社会の形成の推進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するデジタル社会の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

デジタル庁の分担管理事務について

分担管理事務（４条２項）

○重点計画等	・デジタル社会の形成に関する重点計画の作成・推進 ・官民データ活用推進基本計画の作成・推進
○マイナンバー	・行政手続における特定の個人又は法人を識別するための番号等の利用に関する総合的・基本的な政策の企画立案・推進 ・マイナンバー法に規定するマイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用、情報提供ネットワークシステムの設置・管理（総務省は個人番号の指定・通知及び個人番号カードの発行・管理を、財務省（国税庁）は法人番号の指定・通知・公表をそれぞれ所掌）
○本人確認	・情報通信技術を利用した本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案・推進 ・商業登記電子証明（情報通信技術を利用した本人確認の観点から行うもの）に関すること（法務省は商業登記制度の観点から行うものを所掌） ・電子署名法に規定する電子署名に関すること（法務省は電磁的記録の真正な成立の推定の観点から行う事務を所掌） ・公的個人認証法に規定する検証者に関すること（総務省は電子証明書の発行・管理に関する事務を所掌） ・電子委任状法に規定する電子委任状に関すること（総務省は電子委任状法における電気通信事業法の特例に関する事務を所掌）
○データ利活用	・複数の国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者が利用するデータの標準化に係る総合的・基本的な政策の企画立案・推進 ・外部連携機能に係る総合的・基本的な政策の企画立案・推進 ・公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に係る総合的・基本的な政策の企画立案・推進
○システム	・国、地方公共団体等及び公共分野の民間事業者の情報システムの整備・管理の基本的な方針の作成・推進 ・国が行う情報システムの整備・管理に関する行政各部の事業を統括・監理 ・国が行う情報システム（国の安全等に関するものその他の政令で定めるものを除く。）の整備・管理に関する事業を、次のとおり、実施すること ①必要な予算を、一括して要求し、確保 ②国が行う情報システムの整備・管理に関する事業を、全部又は一部を自ら執行し、又は関係行政機関に予算を配分し執行させる ・国が共用する情報システムの整備・管理

- 所掌事務に係る国際協力に関すること
- 専らデジタル社会の形成を目的とする事務及び事業に関すること

デジタル庁の業務／予算のイメージ

デジタル庁

各府省・地方公共団体

総合調整

企画・立案

統括・監理

自らシステム整備

【社会のデジタル化の基盤】

- ・マイナンバー（内閣府・総務省）
- ・マイナンバーカード（総務省）
- ・公的個人認証（総務省）
- ・電子署名（総務省・法務省・経済産業省）
- ・法人番号（財務省）
- ・GビズID（経済産業省） 等

【各種情報システム】

- ・政府・独法のシステム※（総務省、各府省）
- ・地方公共団体のシステム（総務省、約1,700団体）※
- ・準公共分野のシステム（各所管府省）※

※国からの補助金が交付されるシステムに限る。

【各府省共通システム等】

- ・各府省が共通で利用するシステム
- ・規模の大きなシステム
- ・地方公共団体が利用できるプラットフォーム（クラウド基盤）

【予算】

- ・国の情報システム関連予算合計 8 千億円のうち令和 2 年度は約 700 億円を一括計上。

- ・国の情報システム予算を一括計上し、各府省へ配分（初年度は要求額で 3 千億円規模の見込み）

移管
(一部共管)

統括
・監理

移管
(一部共管等)

一括計上

個人情報保護制度見直しの背景

1. 今般、新たに「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針。これに伴い、**公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避。**

⇒ **個人情報保護に万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員会が、公的部門を含め、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制の確立が必要。**

2. 情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、**官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化。**

⇒ データ利活用の支障となり得る**現行法制の不均衡・不整合を是正**する必要。

＜不均衡・不整合の例＞

- ・ 民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
- ・ 国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
- ・ 国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
- ・ 地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる（いわゆる「2000個問題」）

3. 国境を超えたデータ流通の増加を踏まえ、**GDPR十分性認定**への対応を始めとする**国際的な制度調和**を図る必要性が一層向上。

○平成27年個人情報保護法改正法附則

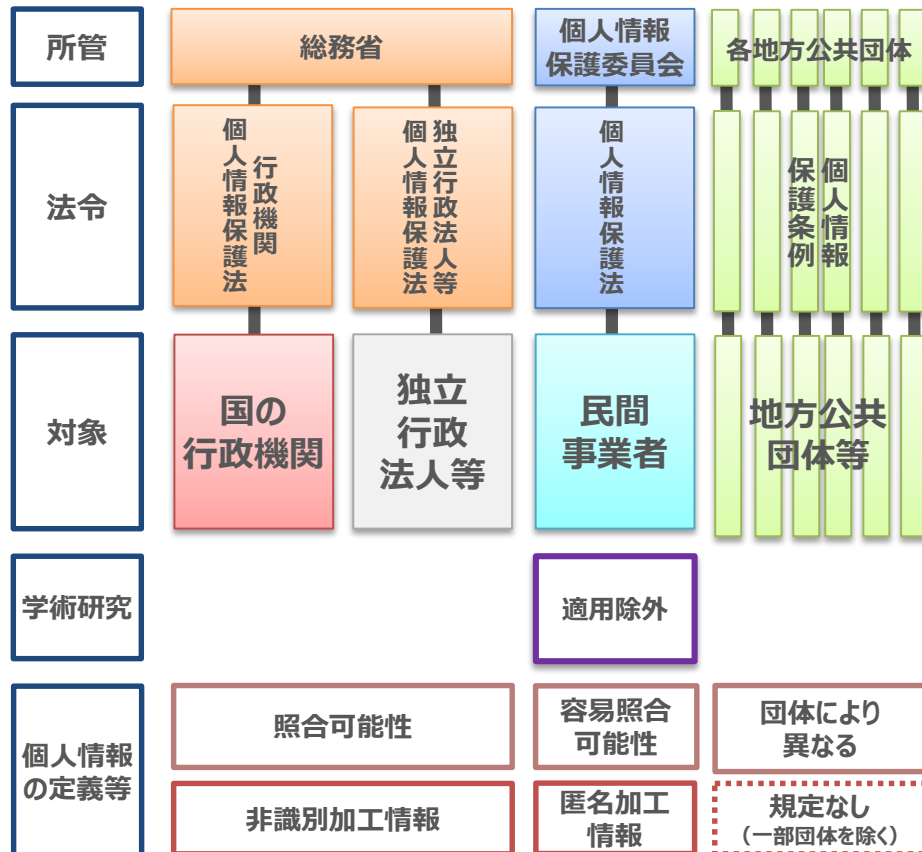
附則第十二条

- 6 政府は、新個人情報保護法の施行の状況、第一項の措置の実施の状況その他の状況を踏まえ、**新個人情報保護法第二条第一項に規定する個人情報及び行政機関等保有個人情報の保護に関する規定を集約し、一体的に規定することを含め、個人情報の保護に関する法制の在り方について検討**するものとする。

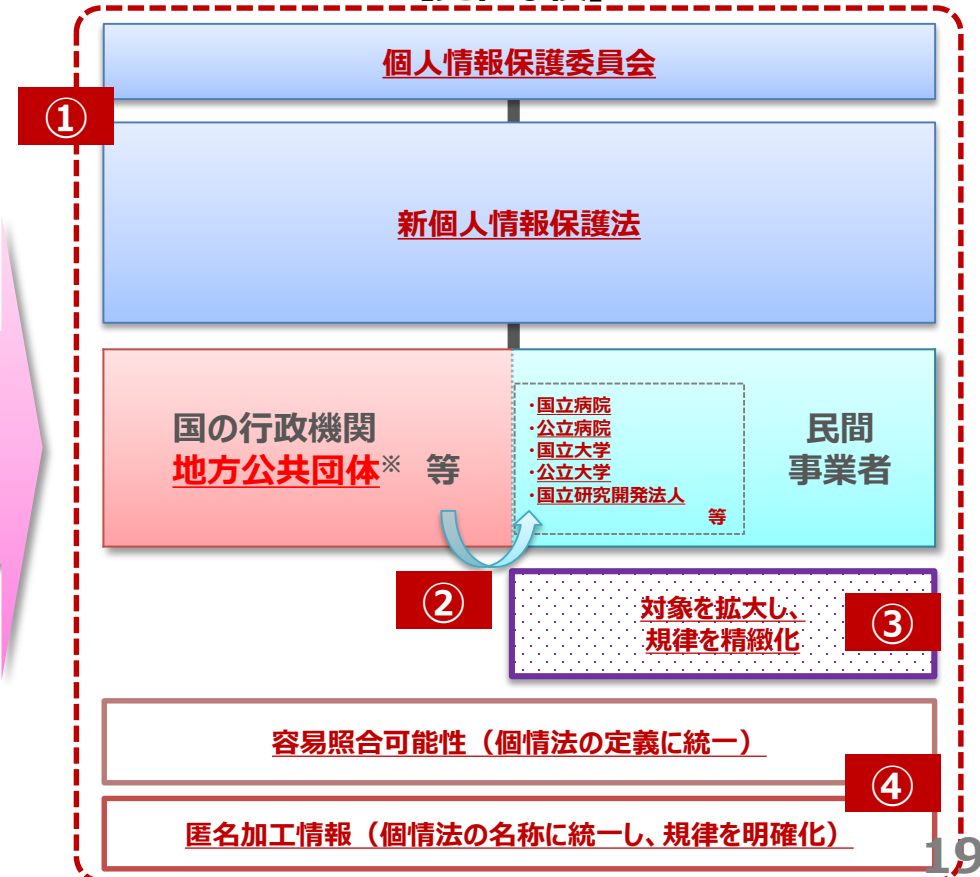
個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等**には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

医療分野・学術分野における規制の統一（現在の状況）

- ・ 現行の独法等個人情報法は、法の対象となる法人を、情報公開法における整理を踏襲し、①理事長等の人事権が政府にあるか、②法人に対して政府が出資できるか、を基準に決定。
- ・ その結果、**医療分野・学術分野の独法等において、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業が継続的に行われているにもかかわらず、民間のカウンターパートと適用される規律が大きく異なる、という不均衡が発生。**

【行政の広義の内部関係】

総務省が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

- ・ 個人情報ファイル保有の事前チェック（独法等を除く）
- ・ 法の施行状況の調査・公表
- ・ 総合案内所の運営
- ・ 管理指針の策定

情報公開・個人情報保護審査会が、開示決定等に係る審査請求について、第三者的立場からチェック

国の行政機関

独立行政法人等

国立大学
国立病院
国立研究機関

【行政と民間との外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

- ・ ガイドラインの策定
- ・ 報告及び立入検査
- ・ 指導及び助言
- ・ 勧告及び命令
- ・ 間接罰

民間事業者

私立大学
民間病院
民間研究機関

規律の不均衡が発生

医療分野・学術分野における規制の統一（改正の考え方）

- ・ 独法等のうち、民間のカウンターパートとの間で個人情報を含むデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等（本人から見て官民で個人情報の取扱いに差を設ける必要性の乏しいもの）には**民間事業者と同様の規律**を適用。
- ・ ただし、**本人からの開示等請求に係る規定及び非識別加工情報の提供に係る規定**については、これらの規定がそれぞれ**情報公開法制を補完する側面や広義のオープンデータ政策としての性格**を有することに鑑み、現行法と同様、**全ての独法等を行政機関に準じて扱う**。

【行政の広義の内部関係】

個人情報保護委員会が法運用の統一性と法への適合性を内部から確保

国の行政機関

独法等のうち、民間に類する立場で**民間のカウンターパートとの間でデータを利用した共同作業を継続的に行うもの等**※
(例)

- ・ 国立研究開発法人
- ・ 国立病院機構
- ・ 国立大学法人
- ・ 大学共同利用機関法人

独法等のうち、公権力の行使に類する形で個人情報を保有するもの等、**上記に該当しないもの**
(例)

- ・ 行政執行法人

【行政の外部関係】

個人情報保護委員会が法の遵守状況を外部から規制・監督

原則として
同じ規律を適用

民間事業者

- ・ 私立大学
- ・ 民間病院
- ・ 民間研究機関

※ これらの独法等が「公権力の行使に類する形で個人情報を保有する業務」も行っている場合は、当該業務における個人情報の取扱いについては例外的に行政機関と同様の安全管理措置義務を適用する。

学術研究に係る適用除外規定の見直し（精緻化）

- ・ E Uから日本の学術研究機関等に移転された個人データについても **G D P Rに基づく十分性認定**を適用可能とすることを視野に、一元化を機に、現行法の学術研究に係る一律の適用除外規定を見直すこととし、**個別の義務規定ごとに学術研究に係る例外規定を精緻化**する。
- ・ 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性を尊重する観点から、**個人情報法第43条第1項の趣旨を踏まえ**、学術研究機関等に個人情報を利用した研究の適正な実施に関する自主規範の策定・公表を求めた上で、**自主規範に則った個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会は、原則として、その監督権限を行使しない**こととする。また、個人情報保護委員会は、自主規範の策定を支援する観点から、必要に応じ、指針を策定・公表する。

【現行法】

個人情報
取扱事業者の義務

学術研究は
全て
適用除外

(=学術研究機関等が
学術研究目的で
個人情報を
取り扱う場合は
全て適用除外)

【見直し後】

利用目的による制限



学術研究は例外 ※1 ※2

(=学術研究機関等が
学術研究目的で個人情報を
取り扱う必要がある場合は例外)

要配慮個人情報の取得制限



学術研究は例外

第三者提供の制限



学術研究は例外

- ①学術研究機関等による研究成果の発表・教授に不可欠
- ②提供先が学術研究機関等
- ③提供元が学術研究機関等かつ提供先と共同研究

安全管理措置等



学術研究も適用

保有個人データの開示等



学術研究も適用 ※3

個人情報保護委員会が監督 ※4

- ※1 学術研究機関等：大学（私立大学、**国公立大学**）、学会、**国立研究開発法人** 等（**下線は今回追加されるもの**）
- ※2 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合（例：民事上の不法行為となり得る場合）は、本人の同意が必要
- ※3 国公立大学及び国立研究開発法人の場合は、保有個人情報の開示等については行政機関と同じ規律を適用
- ※4 利用目的の特定・公表（15条・18条）不適正利用・取得の禁止（16条の2・17条1項）漏えい報告（22条の2）も適用

個人情報定義等の統一

＜現行法の規律＞

- ◆ 個人情報保護法の個人情報：「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 行政機関個人情報法及び独法等個人情報法の個人情報：「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」
- ◆ 個人情報の定義の相違に起因して、個人情報保護法では非個人情報とされる「**匿名加工情報**」に相当する情報が、行政機関個人情報保護法等では個人情報に該当し得るとされており、「**非識別加工情報**」という別の名称が与えられている。

＜改正の方向性＞

1. 公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なることは、国民の目から見て極めて分かりにくく、両部門の間でのデータ流通の妨げともなり得ることから、一元化の機会に、**両部門における「個人情報」の定義を統一**する。
2. 定義変更に伴う影響を最小化する観点から、**一元化後の定義は、現行の個人情報保護法の定義（＝容易照合可能性を要件とするもの）を採用**する。
3. 公的部門における権利利益保護の徹底を図るため、民間部門で導入済みの**匿名加工情報・仮名加工情報の識別行為禁止義務等の規律を公的部門にも導入**する。
4. 個人情報の定義を統一する結果、**非識別加工情報も非個人情報**となり、匿名加工情報と区別する必要がなくなることから、一元化の機会に、両者の**名称を「匿名加工情報」で統一**する。
5. 匿名加工情報は公的部門においても非個人情報であるとの前提で、**公的部門における匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化**する（例：匿名加工情報の作成・取得・利用は、法令の定める所掌事務の範囲内で可能とする）

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

＜地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの＞

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

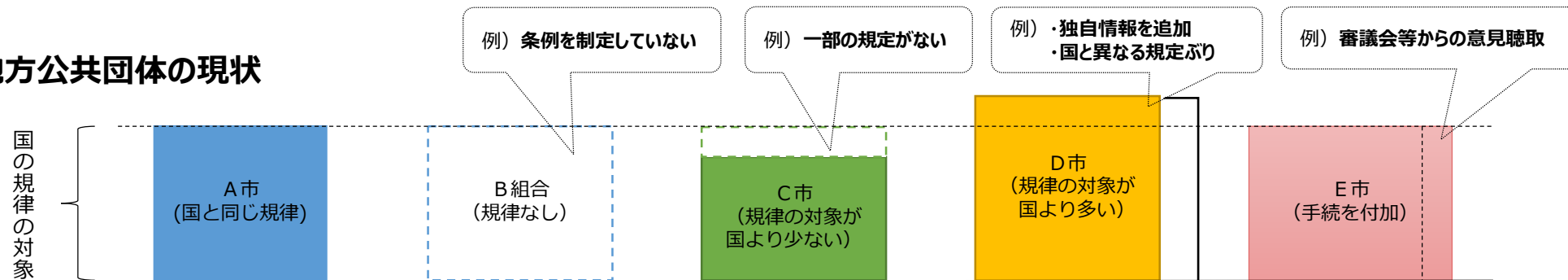
2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
- ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

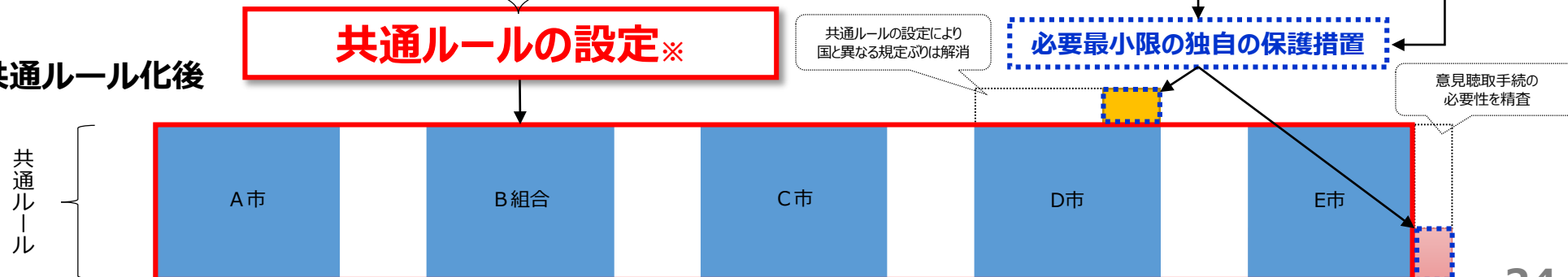
＜改正の方向性＞

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
 - 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
 - その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
- 例) ・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

○ 地方公共団体の現状



○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）

趣旨

- **社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請**される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「**2000個問題**」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則） 十分性認定など**国際的な制度調和**とG20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）など**我が国の成長戦略への整合**の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、**全国的な共通ルールを法律で規定**するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

概要

① 適用対象

- ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
- ・病院、診療所及び大学には、民間部門と同じ規律を適用
※④、⑤、⑥に係る部分は除く

② 定義の一元化

- ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等

③ 個人情報の取扱い

- ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
例：保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限 等

④ 個人情報ファイル簿の作成・公表

- ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能とする

⑤ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

- ・開示等の請求権や要件、手続は主要な部分を法律で規定

⑥ 匿名加工情報の提供制度の導入

- ・匿名加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする

⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係

- ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対する監視に準じた措置を行う
- ・地方公共団体は、個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会に対し、助言その他の必要な支援を求めることが可能
例：個人情報の提供を行う場合、匿名加工情報の作成を行う場合 等

⑧ 施行期日等

- ・施行期日は、地方公共団体において必要な準備に十分配慮して設定
- ・地方公共団体は、法律の施行に必要な条例を制定 例：手数料、処理期間 等
- ・国は、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う

※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について

- ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
- ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出

個人情報保護委員会による一元的な監督体制の確立

【現行の個人情報保護委員会の監督範囲】

民間	個人情報関係 (マイナンバー関係を含む)	匿名加工 情報関係
----	-------------------------	--------------

国	マイナンバー 関係
---	--------------

非識別 加工 情報関係

地方	マイナンバー 関係
----	--------------

【見直し後の個人情報保護委員会の監督範囲】

民間	個人情報関係 (マイナンバー関係を含む)	匿名加工 情報関係
----	-------------------------	--------------

国	個人情報関係 (マイナンバー関係を含む)	匿名加工 情報関係
---	-------------------------	--------------

地方	個人情報関係 (マイナンバー関係を含む)	匿名加工 情報関係
----	-------------------------	--------------

一元化後の規律の適用関係

	民間事業者	規律移行法人等 ^{※1}	国の行政機関等 ^{※2} ・地方公共団体等
個人情報取扱事業者に係る規律（現行個人情報保護法第4章第1節及び第2節を基本的にスライド）			
・利用目的の特定等、適正取得	○	○	
・正確性確保、安全管理措置	○	○	
・第三者提供制限	○	○	
・開示等請求	○		
・匿名加工情報の作成・提供	○		
国の行政機関等に係る規律（現行行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法第2章～第4章の2を基本的にスライド）			
・保有制限、目的明示			○
・正確性確保、安全確保措置			○
・利用・提供制限			○
・個人情報ファイル保有の事前通知			○ ^{※3}
・個人情報ファイル簿の作成・公表		○	○
・開示等請求		○	○
・匿名加工情報の作成・提供		○	○ ^{※4}

- ※1 規律移行法人等とは、今般の一元化の機に、民間の個人情報取扱事業者と原則として同様の規律を適用すべき独立行政法人等、地方公共団体の病院・大学等及び地方独立行政法人を指す。
- ※2 国の行政機関等・地方公共団体等には、現行独立行政法人等個人情報保護法が適用される独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人のうち、規律移行法人等以外のものを含む。
- ※3 規律移行法人等以外の独立行政法人等に加え、地方公共団体及び地方独立行政法人については、事前通知の制度の対象外。
- ※4 地方公共団体については、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市に適用し、他の地方公共団体は任意で匿名加工の提案募集を実施可能とする。

公的部門における個人情報保護ルール of 拡充

国や地方におけるデジタル業務改革の進展や官民の枠を超えたデータ利活用の活発化を見据え、公的部門における個人情報保護ルールの拡充を図る。

1. 個人情報保護委員会による監視の実効性を確保するためのもの

- ① 個人情報保護委員会による**報告要求・実地調査・勧告等の権限**の明記
- ② **漏えい報告制度**の創設

2. 官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化に対応するためのもの

- ① 「**不適正利用の禁止**」「**不適正取得の禁止**」の明文化
- ② **外国へのデータ移転**に係る規律の創設

3. 「個人情報」の定義の変更に伴うもの

- ① **匿名加工情報・仮名加工情報**の識別行為禁止義務等の創設
- ② **提供先で個人情報となる情報**の外部提供に係る規律の創設

4. その他規律の明確化や民間部門との均衡を図るためのもの

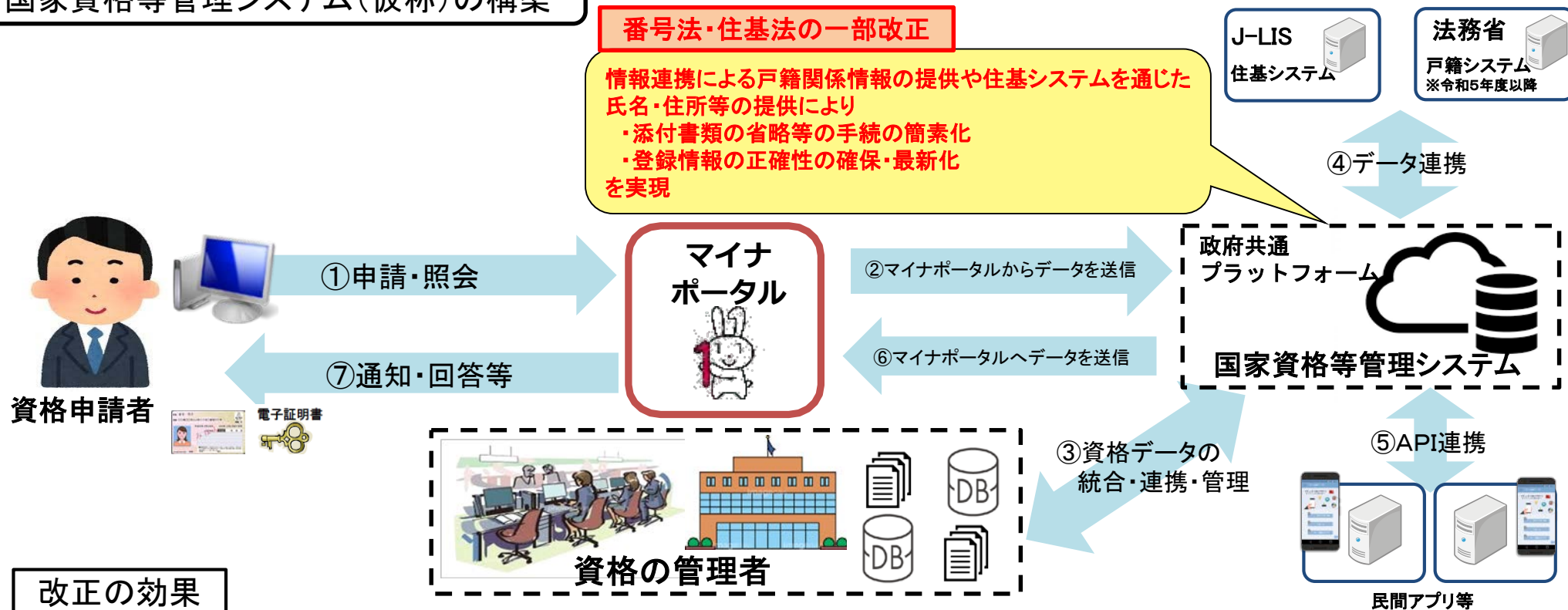
- ① 安全管理措置義務の対象として**派遣労働者・再委託先**を明記
- ② **任意代理人による開示等請求**の許容

国家資格関係事務における個人番号の利用及び情報連携の拡大

改正の背景

各省庁が所管する各種免許・国家資格等の管理は、必ずしもデジタル化が進んでおらず、資格者の各種届出等が徹底されていない場合もある。また、対面や郵送での手続が必要となることや、紙ベースの処理が行われていること等、資格者の資格証明、行政機関等の資格確認の負担も少なくない。

国家資格等管理システム(仮称)の構築



改正の効果

- 各種届出時に求められていた、戸籍抄(謄)本や住民票の写しの添付を省略
- マイナポータルを活用した、資格保有者から第三者への資格保有の証明及び就業支援情報の提供等
- 遺族からの死亡届を不要とし、資格管理者が職権で登録の抹消を行うことにより、登録原簿の正確性を確保

施行期日: 公布の日から4年以内で政令で定める日

国家資格関係事務におけるマイナンバーの利用及び情報連携の拡大(その2)

税・社会保障・災害等に係る以下の32資格は、個人番号利用事務に指定することにより、住基システム・戸籍システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等管理システム(仮称)によるデジタル化の検討を行い、令和6年度のサービス開始を目指す。

①	医師	⑫	言語聴覚士	⑬	介護福祉士
②	歯科医師	⑬	臨床検査技師	⑭	社会福祉士
③	薬剤師	⑭	臨床工学技士	⑮	精神保健福祉士
④	看護師	⑮	診療放射線技師	⑯	公認心理師
⑤	准看護師	⑯	歯科衛生士	⑰	管理栄養士
⑥	保健師	⑰	歯科技工士	⑱	栄養士
⑦	助産師	⑱	あん摩マッサージ指圧師	⑲	保育士
⑧	理学療法士	⑲	はり師	⑳	介護支援専門員
⑨	作業療法士	㉑	きゅう師	㉑	社会保険労務士
⑩	視能訓練士	㉑	柔道整復師	㉒	税理士
⑪	義肢装具士	㉒	救急救命士		

※上記の32資格以外の国家資格(約300資格程度を想定)は、基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)による住基システムとの連携を行う。これらの資格は国家資格等管理システムによるデジタル化を順次行う。

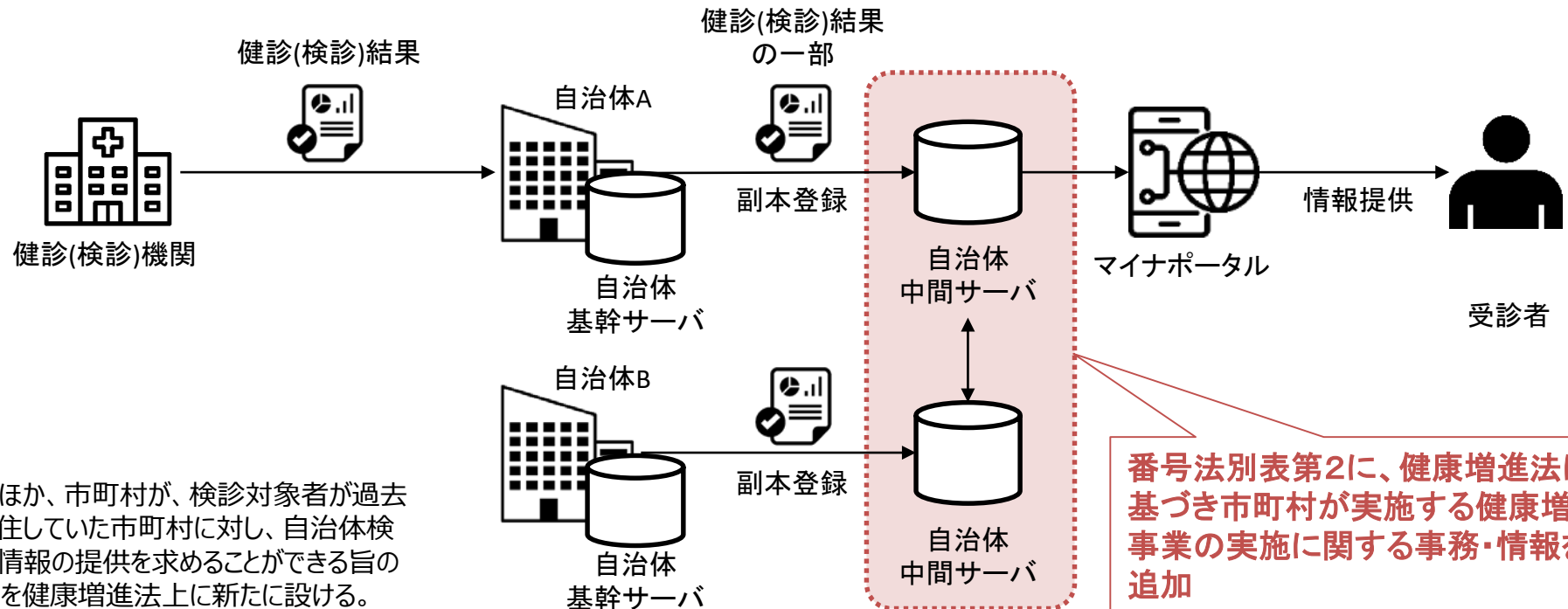
健康増進事業の実施に関する事務(自治体検診事務)に関する情報連携の拡大

改正の背景

- 国民が、マイナポータルを通じて、デジタル化された自らの保健医療情報を活用し、日常生活の改善や健康増進に活用する環境の整備として、PHR(Personal Health Record)の推進が必要。
- また、自治体においてデジタル化された住民の保健医療情報を活用することにより、より高度かつ効率的な保健サービスの提供を行うことで、住民の健康増進を図ることが求められている。

改正の概要

健康増進法に基づき市町村が実施する検診(がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診)(以下「自治体検診」という。)について、転居に際して、転居先市町村に電子的に引き継ぐことにより、転居先の自治体へ確実に引き継ぐことで、適切な検診等の実施に資する。



※このほか、市町村が、検診対象者が過去に居住していた市町村に対し、自治体検診の情報の提供を求めることができる旨の規定を健康増進法上に新たに設ける。

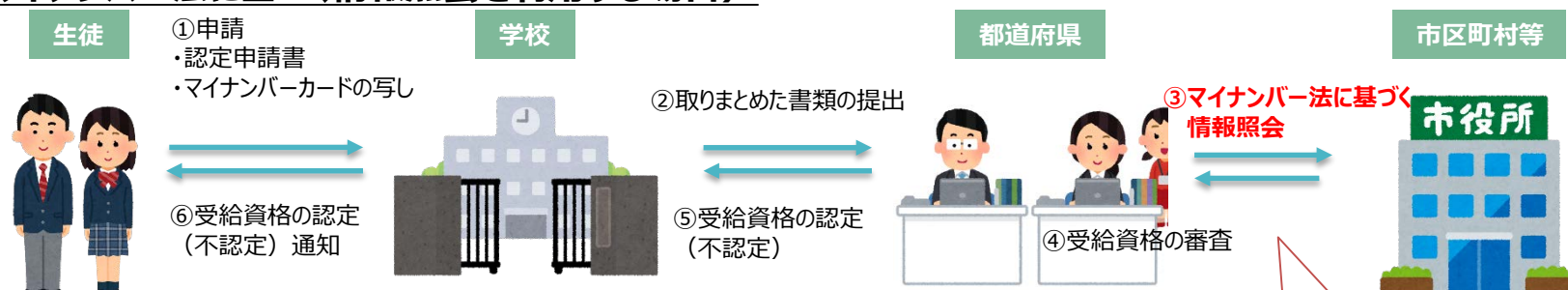
高等学校等就学支援金の支給事務における情報連携の拡大(生活保護関係情報の追加)

改正の背景

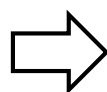
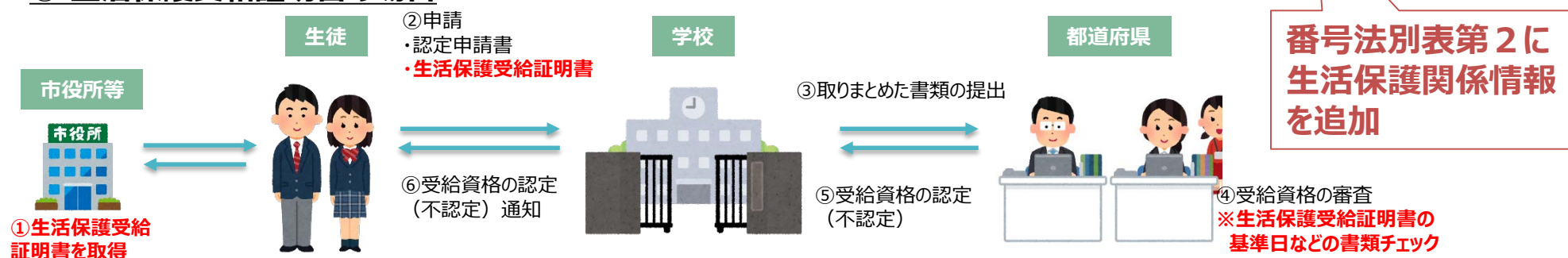
- 生活扶助を受けている者が高等学校等就学支援金の支給の申請を行うに当たっては、市町村から生活保護受給証明書を取得し、申請書に添付して提出する必要があった。
- 令和2年地方分権改革に関する提案において、申請者及び行政の負担軽減のため、高等学校等就学支援金支給事務において、情報連携により「生活保護関係情報」の提供を受けることを可能とするよう提案があった。

改正の概要

○ 通常の場合 (マイナンバー法に基づく情報照会を利用する場合)



○ 生活保護受給証明書の場合



生活保護受給証明書の添付が不要となり、都道府県の審査事務が効率化されるため、申請者及び行政双方の負担軽減につながる。

施行期日: 公布の日から施行

知的障害者(児)の判定に関する事務における個人番号の利用及び情報連携の拡大

改正の背景

- 現在、身体障害者及び精神障害者については、民間アプリの活用により、マイナポータルの自己情報取得APIを通じて手帳情報を取得することで、鉄道乗車券等の割引サービスに必要な手順をデジタルで行うことが可能となっている。
- 一方で、知的障害者(児)については、上記メリットが享受ができないに状況にあるため、改善を求める要望あり。

改正後のメリット(割引乗車券を購入する例)

今般の番号法改正により、知的障害者(児)についても、身体障害者及び精神障害者と同様に、民間アプリにおけるマイナポータルの自己情報取得APIを活用することで、障害者手帳情報のデジタル化が推進される(障害者割引を受けるために、知的障害者(児)の手帳(療育手帳)そのものの提示を省略できる)。

①民間アプリの登録の申し込み



民間アプリID



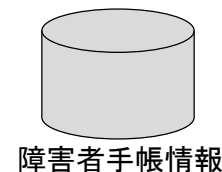
②マイナンバーカード による本人確認

マイナポータル 自己情報取得 API

③本人確認ができれば、マイナ ポータルを通じて障害者である ことの情報の提供要求

行政機関 (都道府県)

④マイナポータルを通じて障害者 であることの情報を提供



障害者手帳情報

⑤障害者であるこ とを確認

鉄道駅

民間アプリ

⑧鉄道係員は、IDで割引種 別を確認

⑨割引された価格で乗車券を購入

番号法別表第1及び第2に、知的障害者(児)に係る判定等に関する事務・情報を追加

※上記のほか、鉄道事業者における乗車券割引等のインターネット予約サイトを通じて、自己情報取得APIの活用による割引を受けることも可能となる予定(2023年)

33
施行期日: 公布の日から施行

従業者本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供

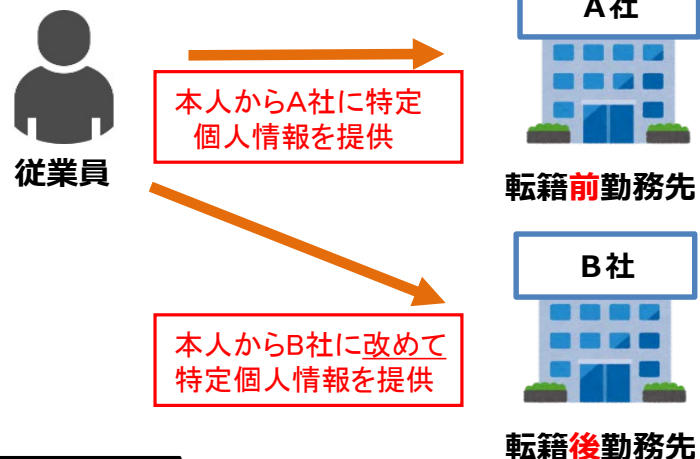
改正の背景

- 個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人であっても番号法19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されている。
- 従業員等は、転籍・退職等により雇用先を変更した場合に、転籍・再就職後の勤務先に対し、改めてマイナンバーを提供しなければならず、国民・事業者の負担が極めて大きいため、見直しを求める要望あり。

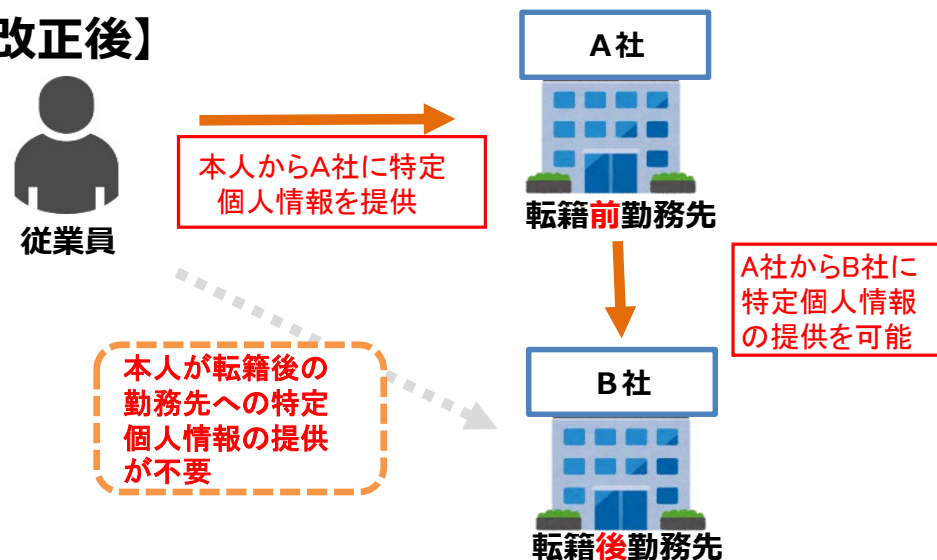
改正の概要

従業員等の転籍・退職等があった場合において、本人の同意があるときは、転籍・退職前の勤務先から、転籍・再就職した勤務先に、当該従業員等の特定個人情報の提供を可能にする(番号法第19条の改正)。

【現在】



【改正後】



改正の効果

従業員等の転籍・退職等があった場合、従業員等が改めて特定個人情報を提供する必要がなくなるため、国民・事業者の負担が軽減される。

郵便局における電子証明書の発行・更新等関係 改正概要

改正の背景

- 電子証明書の発行・更新、暗証番号の初期化(ロック解除)・再設定が可能な場所の充実に対するニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、郵便局においてマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等を可能とすることとされた。

郵便局事務取扱法の一部改正

郵便局事務取扱法の概要

1. 法律の趣旨

郵便局において、住民票の写し等の交付に係る事務を取り扱わせることができるようにするための指定手続や当該事務の適正な執行かつ確実な確保のための措置等を定めているもの。

2. 郵便局取扱事務

地方公共団体が指定した郵便局は、以下の5つの証明書等に係る事務が可能。

- ① 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等、②(地方税の)納税証明書、
- ③ 住民票の写し及び住民票記載事項証明書、④ 戸籍の附票の写し、⑤ 印鑑登録証明書

⇒ 本改正において、郵便局取扱事務に「電子証明書の発行・更新等に係る事務」を追加

3. 地方公共団体において必要な手続

郵便局の指定に当たり、あらかじめ、①日本郵便株式会社に協議、②地方公共団体の議会の議決、が必要。

4. 報告の請求・秘密保持義務等

- ・ 地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、日本郵便株式会社に対し、報告請求や指示が可能。
また、一定の場合には、指定した郵便局に対し、指定の取消し等が可能。
- ・ 指定を受けた郵便局の職員又はこれらの職にあった者は、郵便局取扱事務に関し秘密保持義務が課される。
- ・ 郵便局取扱事務に従事する職員は、罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなされる。



市区町村が指定した郵便局窓口においても、電子証明書の発行・更新等※が可能に

※ 法律規定事項ではないが、本改正にあわせ、電子証明書の暗証番号の初期化(ロック解除)・再設定も可能となる。

施行期日: 公布の日

公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく最新の住所情報等の提供関係 改正概要

改正の背景

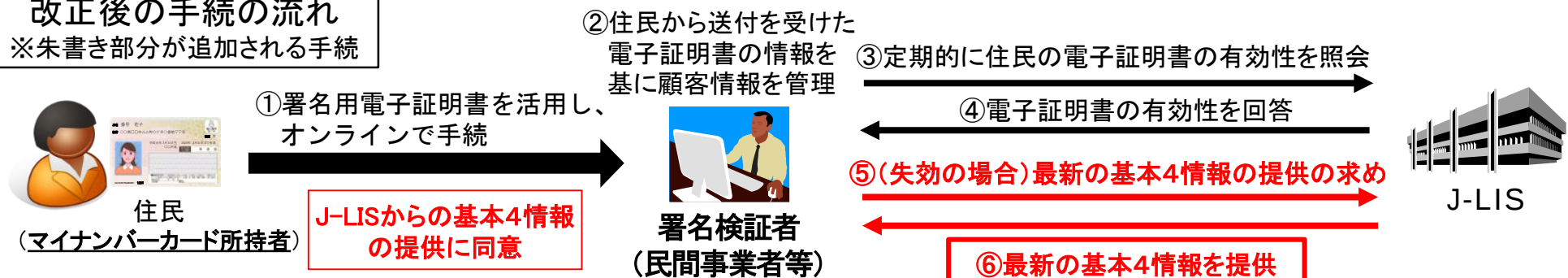
- 公的個人認証サービスにおいては、署名用電子証明書を利用する民間事業者等(署名検証者)は、署名用電子証明書の有効性のみを地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に確認する仕組みであるが、住所変更等により署名用電子証明書が更新された住民について、当該住民の最新の住所情報等を取得することへのニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、本人同意に基づき基本4情報を署名検証者に提供する仕組みを構築し、令和4年度にサービスを開始することを目指すこととされた。

公的個人認証法の一部改正

- 署名検証者(民間事業者等)の求めがあった場合で、本人の同意があるときは、J-LISは、最新の基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)の提供を行う。
- 署名検証者は、受領した基本4情報について、安全確保措置を講じるとともに、目的外利用・提供の制限が課される。

改正後の手順の流れ

※朱書き部分が追加される手順



改正の効果

- 署名検証者においては、直接本人に照会することなく、住民の最新の住所情報等を取得することが可能に。
- 住民においては、個々の署名検証者に対する住所等の変更手続が不要に。

電子証明書のスマートフォンへの搭載関係 改正概要

改正の背景

- 現状、マイナンバーカードを用いて行政手続等を行うためには、マイナンバーカードをスマートフォンにかざして行うことが必要だが、マイナンバーカードをかざすことなくスマートフォンのみで手続を行うことへのニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、令和4年度中に、マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載の実現を目指すこととされた。

公的個人認証法の一部改正

電子証明書のスマートフォンへの搭載を可能とし、スマートフォンのみで手続を行うことが可能に

1. 電子証明書の発行要件及び搭載方法

- スマートフォンに搭載する電子証明書として「移動端末設備用電子証明書」を創設。
 - ・ 1人につき、署名用・利用者証明用1つずつ発行可能。
 - ・ 申請者は、マイナンバーカードの署名用電子証明書を用いて、オンラインで発行申請。
 - ・ 電子証明書、秘密鍵・公開鍵（鍵ペア）等を保存する電磁的記録媒体のセキュリティに係る基準は告示で規定。

発行時



発行後



2. 個人番号カード用電子証明書との関係

- 移動端末設備用電子証明書は個人番号カード用電子証明書と紐付けて管理。
 - ・ 有効期間は、紐付けられる個人番号カード用電子証明書と同一、失効した場合には連動して失効。
- 移動端末設備用電子証明書には、個人番号カード用電子証明書との識別が可能となる措置を講じる。

3. 失効管理及び不正利用に対する対策

- 機種変更、譲渡、売買等を想定し、使用者に失効申請（オンライン）を求める規定を整備する。
 - ・ スマートフォン等を紛失した場合にはコールセンターへの連絡により一時保留可能とする運用とする。
 - ・ 失効申請が適切になされない場合も想定し、重層的な措置を講じる。

施行期日：公布の日から2年以内で政令で定める日

転出・転入手続に要する時間の短縮化関係 改正概要

改正の背景

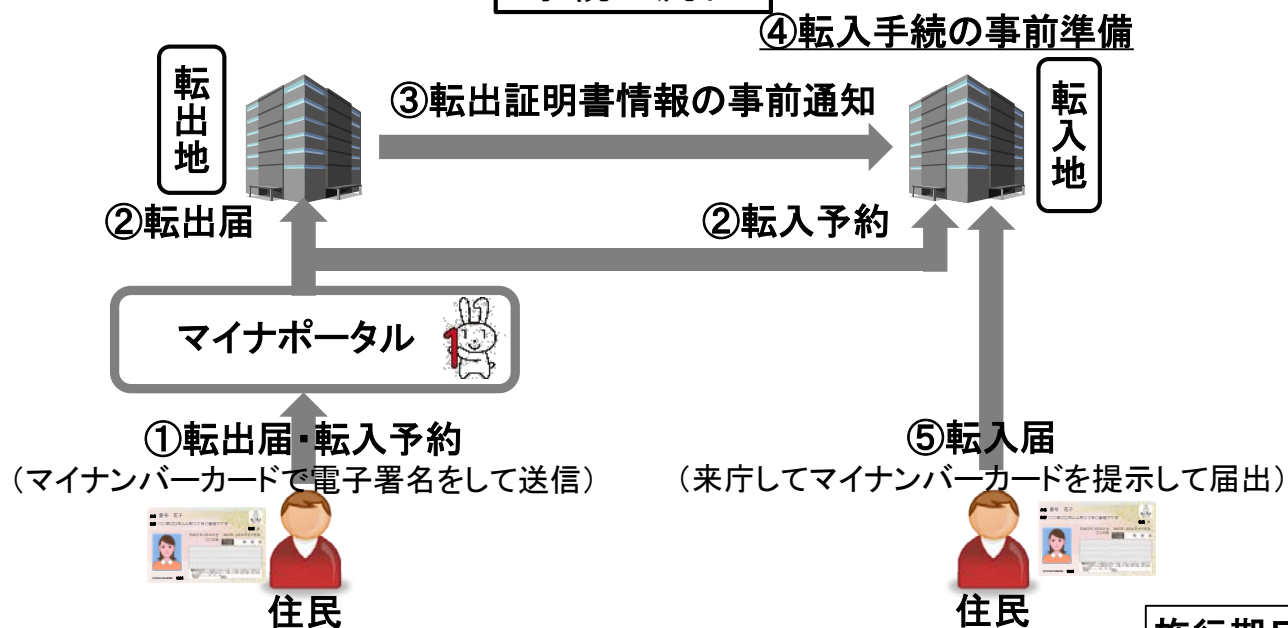
- 住民基本台帳制度における転出・転入手続に当たっては、転出地市区町村で転出証明書を受け取り、転入地市区町村で転入届とともに提出する必要があるが^(※)、住民の来庁負担の軽減や転入時における住民登録及び住民登録に関連する一連の事務(国民健康保険、児童手当など)の処理に多くの時間を要している。

※ 現行法上、マイナンバーカード所持者が手続を行う場合には、転出証明書は不要。

住民基本台帳法の一部改正

マイナンバーカード所持者が行う転出・転入手続について、転出地市区町村から転入地市区町村にあらかじめ転出証明書情報(氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など)を通知することで、転入時における住民登録及び住民登録に関連する一連の事務の処理に要する時間を短縮

手続の流れ



制度改正の効果

- ① 〈住民サービスの向上〉
窓口で届出書類を作成する手間の軽減、手続に要する時間の短縮
- ② 〈市町村の事務の効率化〉
窓口混雑が緩和されるとともに、あらかじめ通知される転出証明書情報を活用した事前準備により、転入手続当日の事務負担が軽減

マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化関係 改正概要

改正の背景

- マイナンバーカード・電子証明書は、デジタル政府・社会を支える基盤となるものであり、国の責任において、システムの安定性をさらに高めていく必要。
- 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)等において、現在、市区町村からの委託を受けてマイナンバーカードを発行している地方公共団体情報システム機構(J-LIS)を、地方共同法人から国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、国のガバナンスを抜本的に強化することとされた。

番号法の一部改正

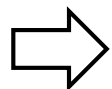
- J-LISをマイナンバーカードを発行する主体として明確に位置付け。
- マイナンバーカードや電子証明書に関する事務(個人番号カード関係事務)について、主務大臣が目標設定、計画認可、実績評価等を行う。
 - ・ 主務大臣は、実績評価の結果に基づき必要があると認めるときは、個人番号カード関係事務について、改善措置命令を行い、命令違反の場合は、理事長の解任を求め、解任されない場合には主務大臣が直接解任。
- 国は、J-LISに対し、個人番号カード関係事務に係る財源措置を行う。

J-LIS法の一部改正

- 理事長の任命や予算の議決等を行う代表者会議の委員に主務大臣又はその指定する職員を加える。
- 理事長・監事の任免は主務大臣が認可。
- デジタル基盤改革支援基金の設置・区分経理等の規定を整備。

公的個人認証法の一部改正

- 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。



J-LISを国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換。
マイナンバーカード・電子証明書に関する事務について、国の関与と責任を明確化。

押印・書面の見直しに係る法改正事項について

内閣府規制改革推進室

- 押印・書面に係る制度を見直すため、デジタル社会形成関係法律整備法（仮称）の中で、**49 法律** **【P】を一括改正。**
- これにより、国民の利便性の向上及び負担の軽減を図る。

1. 押印の見直し（22法律）

* 6法律は「書面」と重複

□ 押印を義務付ける規定につき本人確認・意思確認等の観点から横断的に検討を行い、見直すこととされたもののうち、法律に根拠を有するものを対象とする。

（参考 1）廃止するものの例（具体的には次頁以降）

【行政手続】戸籍の届書への押印、社労士が作成する届出への押印

【民間手続】設計図書への押印、監査報告書への押印

※ 民間手続は民民の実態や要望を踏まえて廃止すべきものを対象

（参考 2）存続するものの例

【行政手続】商業・法人登記申請、相続税申告における押印

【民間手続】定款への発起人の押印、取締役会議事録への押印

（改正イメージ）

現行	改正案
第 A 条 ○○が、これに署名し、 <u>印をおさなければならない。</u>	第 A 条 ○○が、これに <u>署名し</u> <u>なければならない。</u>

2. 書面の見直し（33 法律）

* 6法律は「押印」と重複

□ 当事者の承諾がある場合に、書面の交付に代わり電磁的記録による提供を可能とする。

□ 原則として技術的な改正で足りるものが対象。

（参考 1）対象とするものの例（具体的には次頁以降）

宅地建物の売買契約に係る重要事項説明書、受取証書

（参考 2）対象としないものの例

消費者による契約解除の申込み、信用金庫法等における書面による役員解任請求

※ 消費者・弱者保護や紛争予防の観点等から書面とすることに意義が認められるものは対象としない。

（改正イメージ）

現行	改正案
第 A 条 □□は、書面により交付しなければならない。 <u>（新設）</u>	第 A 条 （略） 2 □□は、前項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供することができる。この場合において、□□は同項の書面を交付したものとみなす。

《施行期日》**【P】**

- 令和 3 年 9 月 1 日を予定。
- ただし、これにより難しいものは（周知期間を要するもの等）は、個別に定める日。

1. 押印の見直し（22法律）

《1. 金融庁関係》

- ①**公認会計士法**
監査報告書における自署・押印の廃止等

《2. 総務省関係》

- ②**地方自治法**
直接請求に係る署名簿への押印の廃止
- ③**鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律**
公害等調整委員会が行う不服の裁定に係る申請書への押印廃止
- ④**政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律**
政党等の登記手続における添付書面への押印廃止（登録印等の押印を求めるものを除く）
- ⑤**行政不服審査法**
口頭で審査請求を行う陳述人の押印廃止

《3. 法務省関係》

- ⑥**民法**
領事が作成する公正証書遺言及び秘密証書遺言の封紙に対する遺言者及び証人の押印廃止
- ⑦**抵当証券法**
抵当証券交付申請書への押印廃止
- ⑧**戸籍法**
戸籍の届書への押印廃止
- ⑨**建物の区分所有等に関する法律**
区分所有者の集会の議事録における押印の廃止
- ⑩**刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律**
刑事収容施設における審査の申請等に係る書面への押印廃止

《4. 財務省関係》

- ⑪**通関業法**
通関士における押印廃止

《5. 厚生労働省関係》

- ⑫**死産の届出に関する規程**
死産の届出に関する書類への捺印廃止
- ⑬**国民年金法**
年金数理に関する業務に係る書類への押印廃止
- ⑭**社会保険労務士法**
社会保険労務士が作成する雇用保険関係の届出（資格取得届出等）への押印廃止
- ⑮**確定給付企業年金法**
年金数理に関する業務に係る書類への押印廃止
- ⑯**公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律**
存続厚生年金基金に係る年金数理に関する業務に係る書類への押印廃止

《6. 国土交通省関係》

- ⑰**建築士法**
設計図書への押印の廃止
- ⑱**宅地建物取引業法**
宅地建物の売買契約等に係る重要事項説明書等への押印の廃止
- ⑲**不動産の鑑定評価に関する法律**
鑑定評価書への押印の廃止
- ⑳**不動産特定共同事業法**
不動産特定共同事業契約の成立前に交付する書面等への押印の廃止
- ㉑**マンションの管理の適正化の推進に関する法律**
マンション管理業者による管理受託契約に係る重要事項説明書への押印の廃止
- ㉒**不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律**
不動産鑑定士補による鑑定評価書への押印の廃止

2. 書面の見直し（33 法律）

《1. 内閣府関係》

- ① **株式会社地域経済活性化支援機構法**
特定専門家派遣の申込みの際に添付する理由書等の書面の電子化 等

《2. 金融庁関係》

- ② **公認会計士法（※再掲）**
財務書類証明書の電子化
- ③ **損害保険料率算出団体に関する法律**
会員の表決権の行使の電子化
- ④ **船主相互保険組合法**
総会の招集書面の電子化
- ⑤ **資産の流動化に関する法律**
権利者集会の書面による決議等の電子化
- ⑥ **犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律**
被害回復分配金の支払決定の送付

《3. 総務省関係》

- ⑦ **地方自治法（※再掲）**
認可地縁団体の総会に出席しない構成員による表決権の行使の電子化

《4. 法務省関係》

- ⑧ **民法（※再掲）**
受取証書の電子化
- ⑨ **建物の区分所有等に関する法律（※再掲）**
復旧決議に伴う買取請求に関する通知等の書面の電子化
- ⑩ **借地借家法**
定期借地権の設定や定期建物賃貸借における契約に係る書面、事前説明書の電子化
- ⑪ **大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法**
被災地短期借地権設定契約における契約書面の電子化

《5. 農林水産省関係》

- ⑫ **農業協同組合法**
農事組合法人の総会に出席しない組合員による議決権の行使における書面の電子化
- ⑬ **農業保険法**
清算人が総会に提出する決算報告書等の電子化
- ⑭ **土地改良法**
清算人が総会に提出する決算報告書等の電子化
- ⑮ **漁船損害等補償法**
清算人が総会に提出する決算報告書等の電子化
- ⑯ **中小漁業融資保証法**
清算人が総会に提出する決算報告書等の電子化

- ⑰ **農業信用保証保険法**
清算人が総会に提出する決算報告書等の電子化
- ⑱ **漁業災害補償法**
清算人が総会に提出する決算報告書等の電子化

《6. 経済産業省関係》

- ⑲ **商品先物取引法**
会員による議決権の行使の電子化

《7. 国土交通省関係》

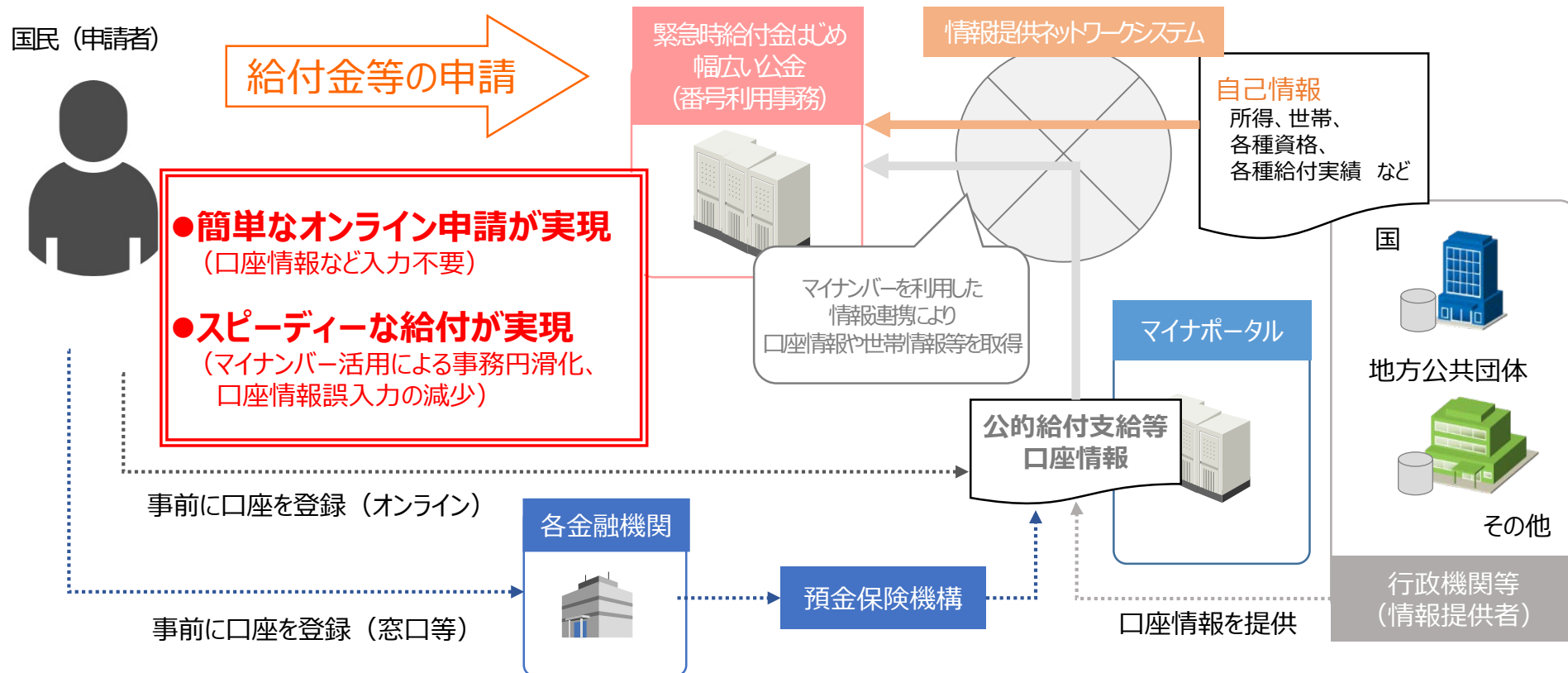
- ⑳ **建設業法**
建設工事の見積書の電子化
- ㉑ **建築士法（※再掲）**
設計受託契約等に係る重要事項説明書の電子化
- ㉒ **宅地建物取引業法（※再掲）**
宅地建物の売買契約等に係る重要事項説明書の電子化
- ㉓ **公共工事の前払金保証事業に関する法律**
保証金の支払請求に係る書面の電子化
- ㉔ **土地区画整理法**
組合員による議決権の行使における書面の電子化
- ㉕ **内航海運組合法**
組合員による議決権の行使における書面の電子化
- ㉖ **都市再開発法**
組合員による議決権の行使における書面の電子化
- ㉗ **大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法**
組合員による議決権の行使における書面の電子化
- ㉘ **農住組合法**
組合員による議決権の行使における書面の電子化
- ㉙ **密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律**
組合員による議決権の行使における書面の電子化
- ㉚ **建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律**
解体工事等に関する発注者への説明書面の電子化
- ㉛ **高齢者の居住の安定確保に関する法律**
サービス付き高齢者向け住宅に係る契約締結前説明書面の電子化
- ㉜ **マンションの建替え等の円滑化に関する法律**
組合員による議決権の行使における書面の電子化
- ㉝ **マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律**
組合員による議決権の行使における書面の電子化

預貯金口座の登録

口座の登録申請の方法：預貯金口座の登録を希望する者は、マイナポータル及び金融機関の窓口からの登録申請が可能。
行政機関等が取得した又は保有している預貯金口座についても、本人同意により、登録が可能。

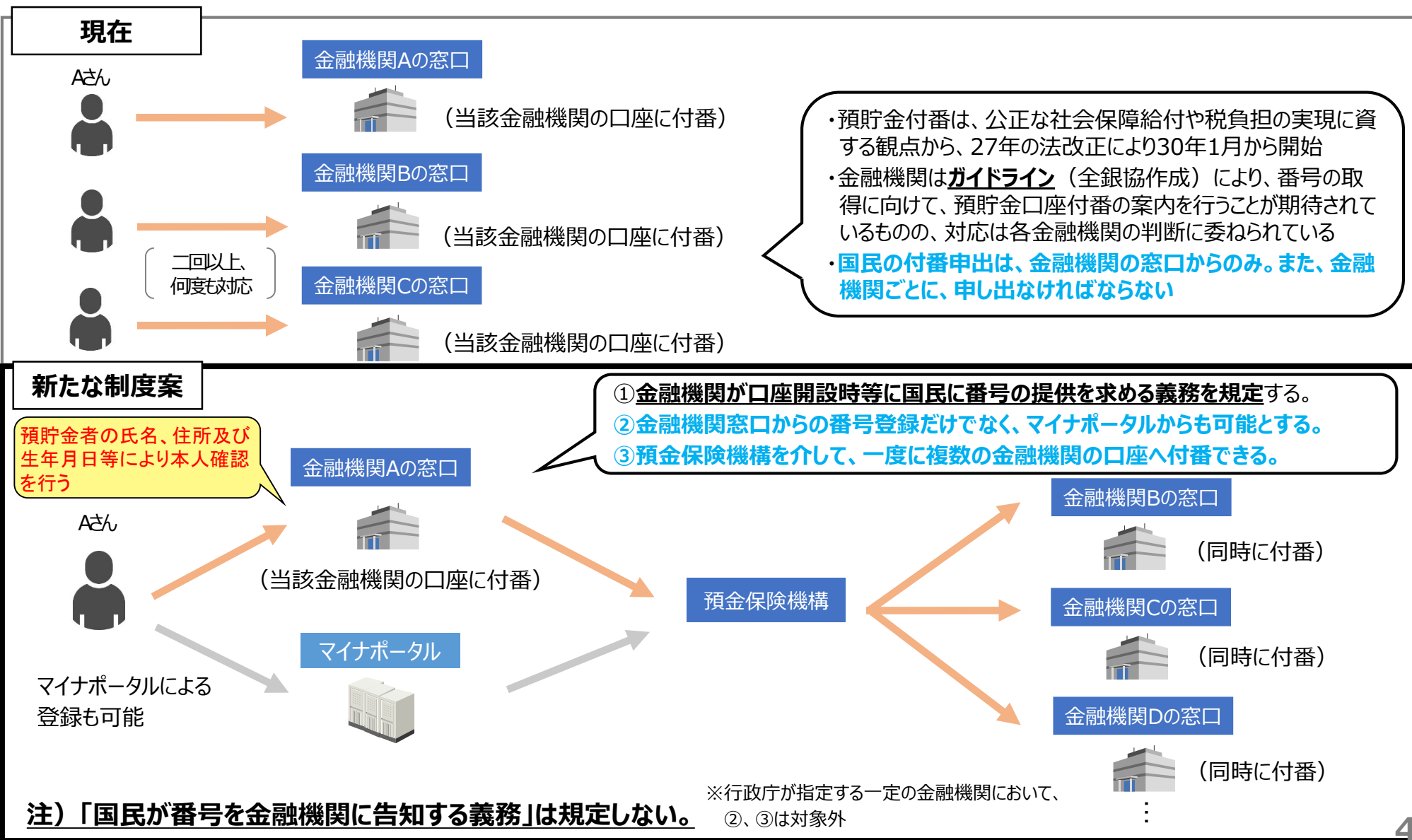
口座情報の利用：緊急時の給付金や児童手当などの公的給付の支給等を対象とする。

登録制度のイメージ



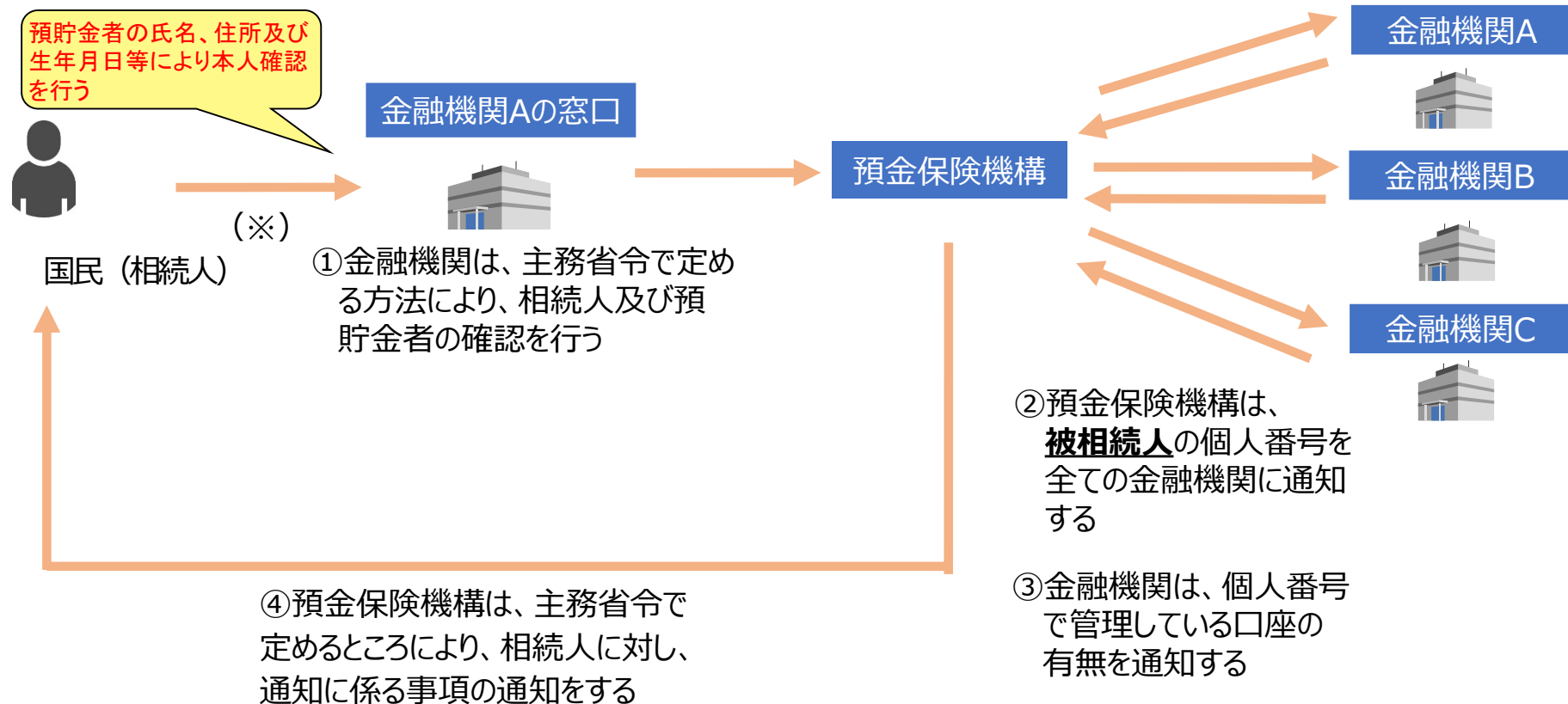
預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理

預貯金者の意思に基づくことを前提とし、**一度に複数の金融機関の預貯金口座への付番が行える**仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設し、**個人番号の利用による預貯金口座への付番を促進する**



災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人から求められた場合に、預金保険機構が個人番号を利用して当該預貯金者を名義人とする預貯金口座を特定し、**当該預貯金口座に関する情報を提供できる仕組み**を創設することにより、**預貯金者の利益の保護を図ることができる**

相続時のサービス



(※) 預金保険機構からの委託に基づき、金融機関が受付事務を実施できる旨を法律上措置する

注) 災害時においても、同様の仕組みを利用し、被災者の口座所在を確認できるようにする

※行政庁が指定する一定の金融機関
においては対象外

5 価値を生み出すガバナンス

5.1.2 政府CIO レビューの実施

(3) 政府横断施策や投資額の大きいプロジェクトのガバナンスの徹底（◎内閣官房、総務省、関係府省）

ア.クラウドサービスの利用環境整備（◎内閣官房、◎総務省、全府省）

政府情報システムについて、**共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境（「（仮称）Gov-Cloud」）**を整備し、早期に運用を開始する。

（略）

また、独立行政法人、**地方公共団体**、準公共分野（医療、教育、防災等）等の情報システムについても、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けて、**具体的な対応方策や課題等について検討を進める。**

（略）

12 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進

12.2 地方公共団体における情報システム等の共同利用の推進

(1) 地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化の推進（◎内閣官房、◎総務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、関係省庁）

（略）

住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。

これを通じ、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを地方公共団体が利用することを目指す。このため、**地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年（令和3年）通常国会に提出する。**その上で、**国が財源面（移行経費等）を含め主導的な支援を行う。**その際には、「（仮称）Gov-Cloud」の利用に応じた地方公共団体の負担の在り方について合わせて検討する。また、**目標時期を2025年度（令和7年度）**とし、それに向け地方公共団体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。

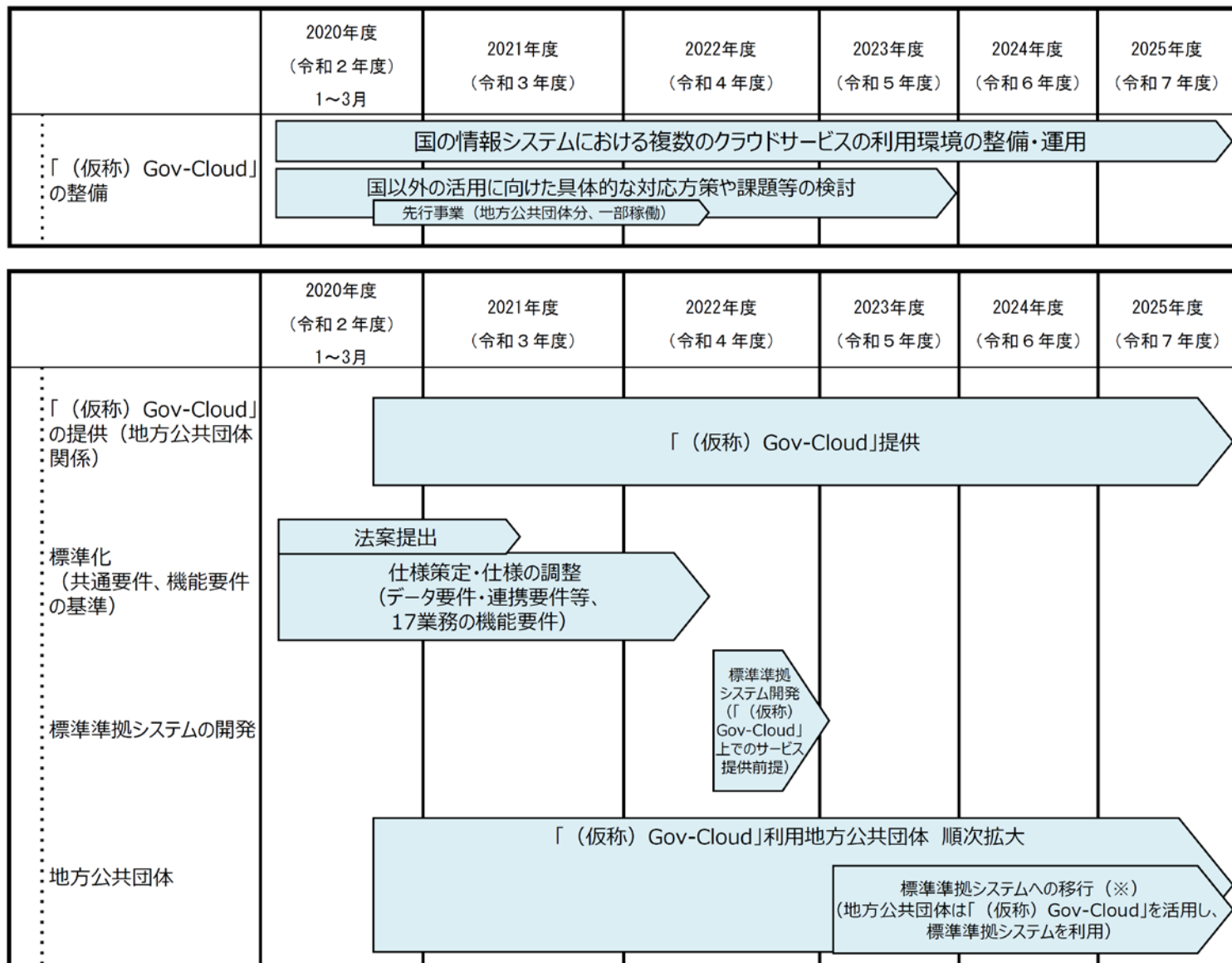
（略）

なお、取組においては、**多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進める**とともに、地方公共団体にわかりやすく目標・取組・スケジュールなどの段取りを示し、適時・適切に調整しつつ、住民サービスの安定・向上と、地方公共団体業務の円滑化・効率化を旨として、推進する。

（略）

別添1 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて（国・地方デジタル化指針）（抜粋）

Ⅳ マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて - 工程表 -



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。